

廃棄物・リサイクル小委員会における検討課題について

背景・目的

- 平成１２年６月に循環型社会形成推進基本法が施行され、平成１３年４月には、資源有効利用促進法及び家電リサイクル法が施行され、３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の促進のための本格的な取組が始められた。
- さらに、本年７月には、自動車リサイクル法が成立し、循環型社会の形成に向けた法制度が整備された。これらの政策の結果、リサイクル率が向上するとともに、事業者による回収・リサイクルが活発に行われる等、３Ｒに関する取組が進展し、資源の有効な利用の推進に一定の成果が認められる。
- 一方、リサイクル名目の不適正処理・不法投棄により、環境が悪化する事例が頻発し、社会問題となっている。
- 諸外国の動向を見ると、欧州連合においては、廃電気電子機器に関する欧州議会及び理事会指令（ＷＥＥＥ）、電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令（ＲＯＨＳ）、電気電子機器の環境に与える影響に関する欧州議会及び理事会指令（ＥＥＥ）等が検討されており、循環型社会の構築に向けて新しい制度の構築が行われつつある。
- このような内外の状況を踏まえ、平成１３年７月以降、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会企画ワーキンググループ（座長：平岡正勝 京都大学教授）では、３Ｒに関する

る取組について、対象の拡大、実効性の向上、国際的側面への対応等、廃棄物・リサイクル問題について幅広い議論を行った。そして、一連の審議により得られた結論について、本年２月に「循環型経済システムの高度化に向けて」として報告書を取りまとめたところである。

- 本小委員会では、「循環型経済システムの高度化に向けて」の具体化に向け、施行１年を迎えた資源有効利用促進法の施行状況や製品毎のリサイクル等の取組状況等を整理し、同法の特定業種・指定製品への追加等特定業種・指定製品の見直し及び同法の強化の必要性や、産構審リサイクルガイドラインにおけるリサイクルの取組の強化等に関する検討を行うこととする。

個別論点

1. 拡大生産者責任による 3 R 対策の一層の推進

拡大生産者責任について、循環型社会形成推進基本法では、廃棄物の発生や循環資源の循環的な利用及び適正処理に資するように、事業者の責務として、製品の設計を工夫すること、製品の材質又は成分の表示を行うこと、一定の製品について、それが廃棄等された後、生産者が引取りやリサイクルを実施すること等が規定されている。

【現状】

- 「循環型経済システムの高度化に向けて」において、「一連のリサイクル関連法律や産構審リサイクルガイドラインによってルール化されていない製品について、事業者をはじめとした各主体の役割分担について製品毎に網羅的な検討を行い、必要に応じて、自主的取組、産構審リサイクルガイドライン、法律等のうち適切な手法により措置を講じていく。その際、できる限り、事業者による自発的発意を尊重し、それをサポートできる枠組みを用意していくことが必要である。」との考え方が示されているところ。
- 施行 1 年を迎えた資源有効利用促進法(10 業種・69 品目) は、特定再利用業種においてリサイクル率が着実に向上するとともに、指定再資源化製品において事業者による回収・リサイクルが行われる等、3 R に関する取組が進展し、資源の有効な利用の推進に一定の成果が認められる。(参考資料 1)
- しかしながら、パソコンと二次電池は指定再資源化製品に、スプリングマットレスは指定一般廃棄物に指定され、事業者の責任の下、処理・リサイクル体制を整備しようとしているが、一般廃棄物処理業の許可を不要とする廃棄物処理法上の

広域指定の適用を受けられず、リサイクルが進展していない。

- また、リサイクル名目の不適正処理・不法投棄により、環境が悪化する事例が頻発し、社会問題となっており、リサイクルやリサイクル施設について、透明性の向上が求められている。
- 諸外国の動向を見ると、欧州連合においては、W E E E が検討されている。W E E E で対象としている家電・電子機器は、大型家庭用電気製品、小型家庭用電気製品、I T 及び遠隔通信機器、民生用機器、照明装置、電動工具、がん具・レジャー及びスポーツ機器、医療用デバイス、監視及び制御機器、自動販売機等、多岐にわたっている一方、我が国においては産廃リサイクルガイドライン、資源有効利用促進法、家電リサイクル法等の多様な制度を導入し、製品ごとの特性、流通実態等に合わせた措置を講じてきた。今後、W E E E が欧州連合で採択された場合には、各国法令にどのように具体化されていくか注意深く見守る必要がある。（参考資料 2）

【問題意識】

- 資源有効利用促進法については、その施行状況について整理し、業種・製品の追加等を行うとともに、リサイクルに関する数値目標の設定・充実といったリサイクルに関する事業者の取組強化を行う必要があるのではないか。
- リサイクルの信頼性を向上するため、事業者の取組状況に関し、情報開示といった透明性の確保を図る必要があるのではないか。

- リサイクルを適正かつ円滑に実施できるようにするため、指定再資源化製品については、事業者の責任を果たしつつ、廃棄物処理法の運用について更なる配慮を求める必要があるのではないか。

2．設計・製造段階での環境への配慮の徹底

(1) 設計・製造段階でのリサイクル等への配慮に関する数値目標の設定・規格化

【現状】

- 「循環型経済システムの高度化に向けて」において、「製品アセスメントについて、定性的な評価基準・方法を更に充実し、可能な限り定量的な評価基準・方法を盛り込んだ業種横断的な製品アセスメントガイドラインを作成するとともに、その評価基準・方法について可能な限り規格化（JIS等）を図っていく。」、「今後とも、各種リサイクル法（の運用）、産構審リサイクルガイドライン等において、可能な限り、リサイクル率や回収率等の数値指標を適切に織り込み、関係者の役割分担に基づく事業者の取組の目標としていく。この数値目標は、経済的・技術的可能性及び関連する条件の下で段階的に引き上げるよう設定する。」との考え方が示されているところ。
- 設計・製造段階でのリサイクル等への配慮については、資源有効利用促進法及び産構審リサイクルガイドラインにおいて取組が求められており、業界単位で製品アセスメントのためのガイドラインやマニュアルがまとめられ、取組が進められているところであるが、取組状況及び効果の公表については、定性的な情報提供にとどまっている。（参考資料3）
- 一方、自動車においては、ISOの規格が発行されており、その中で、「リサイクル可能率」（狭義のリサイクルに部品

リユースを加えた概念)、「リカバリー可能率」(直接燃焼に伴うエネルギー回収も含んだ広義のリサイクル(リカバリー)に部品リユースを加えた概念)が規定されている。(参考資料 4 ~ 5)

- また、3 R の推進を目的の一つとする環境配慮規格(環境 J I S)の策定が進められており(例:エコセメントの規格(J I S R 5 2 1 4)を平成 1 4 年 7 月に制定)、環境に配慮した製品設計の規格化も検討されている。
- 諸外国の動向を見ると、欧州連合においては、自動車リサイクルに関する E U 指令が発効し、E E E が議論されている。自動車リサイクルに関する E U 指令では、設計・製造段階に関する数値目標として、リユース・リカバリー可能率やリユース・リサイクル可能率を設定している。また、E E E では、製造事業者が家電・電子機器を上市する前に、製品のライフサイクルを通じての環境影響に関するアセスメントを行い、内部設計管理等により適合性評価をした上で C E マーキングの対象とすることが提案されている。(参考資料 6 ~ 7)

【問題意識】

- 設計・製造段階でのリサイクル等への配慮については、資源有効利用促進法の判断基準や産構審ガイドライン等に数値目標を設定し、取組状況及び効果を公表するといった事業者の取組強化を行う必要があるのではないか。
- 製品分野毎の環境に配慮した製品設計に関する規格(環境 J I S)の策定を加速する必要があるのではないか。

(2) 有害物質の使用削減

【現状】

- 「循環型経済システムの高度化に向けて」において、「水質汚濁防止法等に定められている水銀、鉛、カドミウム等の有害物質の製品中への使用に関しては、資源有効利用促進法の指定省資源化製品、指定再利用促進製品の判断基準において扱われているところであるが、これを更に確実なものとするため、有害物質の含有量・率が大きいものについては、産構審リサイクルガイドラインに具体的な削減目標を盛り込み、着実な実行を求めていく。その際、有害物質の扱いに関する国際的整合性に配慮する。」との考え方が示されているところ。
- 自動車業界は、「使用済み自動車リサイクル・イニシアティブ」に基づき、鉛使用量の削減に自主的に取り組んでいるが、自動車リサイクル法制定に合わせ、さらに、カドミウム、六価クロム、水銀使用量の削減に自主的に取り組むことを決定した。(参考資料 8 ～ 9)
- 一方、現時点で有害物質使用量の削減に関する数値目標を設定していない製品においても、いくつかの業界(例：家電業界等)では、各企業において有害物質使用量の削減に自主的に取り組んでいる(例：鉛フリーはんだの使用等)。(参考資料 10)
- 諸外国の動向を見ると、欧州連合においては、自動車リサイクルに関する E U 指令が発効し、R O H S が議論されている。

自動車リサイクルに関する E U 指令では、有害物質の使用制限に関して、自動車の構成素材や部品の中に、鉛、水銀、カドミウム、六価クロムを含有してはならないと規定している（段階的に規制。技術的に困難なものについては免除リストがある。）。また、R O H S では、家電・電子機器の中に、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニール（ P B B ）、ポリ臭化ジフェニールエーテル（ P B D E ）の使用を禁止することが提案されている。（参考資料 1 1 ）

【問題意識】

- 有害物質の使用削減については、自主行動計画の策定といった事業者の取組強化を行う必要があるのではないか。

3．地域における循環型経済システムの構築の促進

【現状】

- 「循環型経済システムの高度化に向けて」において、「地方公共団体に対して、廃棄物処理に関して、有料化の一層の導入、コストも含めた実態の情報公開を求めていくとともに、EPRの導入による処理ルートの変更に起因する処理費用の減少分の還元・活用方法などの課題について議論を喚起していく。また、リサイクル施設の立地促進、ステークホルダー間の調整に向けてより積極的なイニシアティブを発揮するよう促していく。」との考え方が示されているところ。
- リサイクル名目の不適正処理・不法投棄により、環境が悪化する事例が頻発している。このような事案は、循環型経済システムの基盤を揺るがしかねないものである。リサイクル事業には残さとして発生する廃棄物の処理が避けられず、安心して廃棄物処理業者に処理を委ねることのできる許認可制度の運用が不可欠である。地方公共団体が廃棄物処理業者の管理監督責任を強く自覚し、不適正処理・不法投棄の防止を念頭に置いた廃棄物処理業者への立入検査、指導・助言に積極的に取り組むよう促すことが重要である。
- また、地域に根ざしたリサイクル事業を円滑に発展させていくためには、一般廃棄物処理等に係る事務を担う地方公共団体とリサイクル関連業者との間の連携と協力が不可欠である。事業者を含む地域住民が推進する循環型経済行動を積極的に推進する地方公共団体の取組の重要性が高まっている。

- 経済産業省では、地方公共団体の策定するまちづくり計画(エコタウンプラン)に基づき、地域における先進的な資源循環型システムの構築に取り組むリサイクル関連施設の整備を「エコタウン事業」として助成している。エコタウン事業は経済産業省が環境省との連携により実施し、地域における新たな産業としてのリサイクル産業の創出にもつながるものである。(参考資料12)

【問題意識】

- 地方公共団体は、違法な処理・処分が的確に取り締まる環境警察としての機能の強化を行うことはもちろん、地域に新たな雇用を生み出すリサイクル産業の創出に向け積極的に取り組むべきではないか。また、これに必要な人的関係ネットワークの高度化、住民の参加意識を高めるような普及啓発活動、地域に根ざす環境産業の支援などの取組を強化する必要があるのではないか。
- また、こうした地方公共団体の取組は、ひいては我が国における循環型経済システムの構築を先導することとなるものであり、国においても積極的に働きかけるべきではないか。